

O4-1 必要書類の提出

- 電子申請と併せて郵送提出が必要な書類及び郵送先は下記のとおりです。
- 「*」については郵送不要ですが、申請フォームへの添付が必要となります。
- 「郵送受取（返送用封筒提出）」を選択した場合は、返送用レターパック又は簡易書留用封筒（①～⑤は角2サイズ・530円切手付き、⑧～⑩は長3サイズ・460円切手付き、⑬は角2サイズ・490円切手付き）を同封してください。

＜郵送先＞〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班「〇〇受付」係

※係は下記より転記してください。

＜必要書類一覧＞

申請手続き・宛先	必要書類
①配置販売業許可申請（既存配置） ＜宛先＞ 「既存配置販売業許可申請受付」係	- 登記事項証明書（原本）（申請者が法人の場合） ※発行日から6か月以内のもの - 精神機能障害及び麻薬・大麻・あへん・覚醒剤の中毒に関する医師の診断書（原本） ※発行日から3か月以内のもの ※申請者が法人の場合は当該業務を行う役員のもの ※申請者の法人名と併記する代表者以外の役員については、疎明書でも可 * 役員業務分掌表又は役員組織図（申請者が法人の場合） * 配置販売業の業務を行うにつき必要な知識経験を有することを証明する書類 * 他都道府県の許可証
②配置販売業許可更新申請（既存配置） ＜宛先＞ 「既存配置販売業許可更新申請受付」係	更新前の配置販売業許可証（原本）
③配置販売業取扱い品目追加・変更申請 ＜宛先＞ 「配置販売業取扱い品目追加・変更申請」係	なし
④許可証の書換え交付申請 ＜宛先＞ 「許可証書換え交付申請受付」係	配置販売業許可証（原本）
⑤許可証の再交付申請 ＜宛先＞ 「許可証再交付申請受付」係	（破損又は汚損した場合）配置販売業許可証（原本）
⑥変更届 ＜宛先＞ 「変更届受付」係	- P11に記載の該当資料 *（事由の発生から30日を超過した場合）遅延理由書
⑦廃止・休止・再開届 ＜宛先＞ 「廃止（休止・再開）届受付」係	（廃止した場合）配置販売業許可証（原本） *（事由の発生から30日を超過した場合）遅延理由書

<必要書類一覧（続き）>

申請手続き・宛先	必要書類
⑧配置従事者身分証明書交付申請（既存配置） <宛先> 「配置従事者身分証明書交付申請受付」係	- 写真1枚（縦4.0cm、横3.0cm） ※申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景のもの ※裏面に氏名を記入すること * 配置販売業者との使用関係証明書 ※発行日から3か月以内のもの ※申請者本人が従事する場合は不要 * 申請者の住所を証する書類（住民票の写し、運転免許証等）
⑨配置従事者身分証明書書換え交付申請 <宛先> 「配置従事者身分証明書書換え交付申請受付」係	- 配置従事者身分証明書（原本） - 写真1枚（縦4.0cm、横3.0cm） ※申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景のもの ※裏面に氏名を記入すること * 変更事項を証する書類 ※氏名の変更の場合： 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書等 ※住所の変更の場合：住民票の写し ※配置販売業者の住所、氏名の変更の場合： 変更届の写しや、履歴事項証明書
⑩配置従事者身分証明書再交付申請 <宛先> 「配置従事者身分証明書再交付申請受付」係	（破損又は汚損した場合）配置従事者身分証明書（原本） - 写真1枚（縦4.0cm、横3.0cm） ※申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景のもの ※裏面に氏名を記入すること
⑪配置従事者身分証明書返納届 <宛先> 「配置従事者身分証明書返納届受付」係	配置従事者身分証明書（原本）
⑫配置従事届 <宛先> 「配置従事届受付」係	なし
⑬配置従事者証明願 <宛先> 「配置従事者証明願受付」係	なし

- ・ 「⑥変更届」の際に郵送提出が必要な書類は、下記のとおりです。
- ・ 「*」については郵送不要ですが、申請フォームへの添付が必要となります。

(参考)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/kizon-haichi-henkou.html>

<変更事項別 必要書類一覧>

変更事項	必要書類
配置販売業者の氏名または住所	・ 登記事項証明書（原本）
配置販売業の業務を行うにつき必要な知識経験を有する者（資格者）	* 配置販売業の業務を行うにつき必要な知識経験を有することを証明する書類
配置販売業の業務を行うにつき必要な知識経験を有する者（資格者）の氏名・住所	・ なし
区域管理者	・ なし
区域管理者の氏名または住所	・ なし
薬事に関する業務に責任を有する役員（申請者が法人の場合）の氏名の変更	・ 登記事項証明書（原本） ・ 精神機能障害及び麻薬・大麻・あへん・覚醒剤の中毒に関する医師の診断書（原本） ※発行から3か月以内のもの ※申請者が法人の場合は当該業務を行う役員のもの ※申請者の法人名と併記する代表者以外の役員については、疎明書でも可 * 役員業務分掌表又は役員組織図（申請者が法人の場合）